

## 第 1 期 中 間 決 算 公 告

平成19年12月21日

東京都港区六本木一丁目6番1号  
住信SBIネット銀行株式会社  
代表取締役社長 田中 嘉一

### 中間貸借対照表（平成19年9月30日現在）

（単位：百万円）

| 科 目         | 金 額    | 科 目             | 金 額    |
|-------------|--------|-----------------|--------|
| （資産の部）      |        | （負債の部）          |        |
| 現金預け金       | 31,981 | 預 金             | 20,510 |
| 貸 出 金       | 0      | そ の 他 負 債       | 1,488  |
| 外 国 為 替     | 100    | 負債の部合計          | 21,999 |
| そ の 他 資 産   | 2,666  | （純資産の部）         |        |
| 有 形 固 定 資 産 | 1,056  | 資 本 金           | 20,000 |
| 無 形 固 定 資 産 | 8,526  | 資 本 剰 余 金       | 4,248  |
| 貸 倒 引 当 金   | 0      | 資 本 準 備 金       | 4,248  |
|             |        | 利 益 剰 余 金       | 1,916  |
|             |        | そ の 他 利 益 剰 余 金 | 1,916  |
|             |        | 繰越利益剰余金         | 1,916  |
|             |        | 株 主 資 本 合 計     | 22,332 |
|             |        | 純資産の部合計         | 22,332 |
| 資産の部合計      | 44,331 | 負債及び純資産の部合計     | 44,331 |

- 注 1. 当社は平成19年9月18日に銀行営業免許を取得し、「銀行法」（昭和56年法律第59号）に定める銀行に該当することとなったため、当事業年度を第1期として「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠して中間貸借対照表を作成しております。
2. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
3. 有形固定資産の減価償却は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- 建物 3年～15年  
動産 5年～20年
- なお、平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常損失及び税引前中間純損失は、従来の方法によった場合に比べ18百万円増加しております。
4. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
5. 株式交付費は支出時に全額費用として処理しております。
6. 外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先償権及び要注意先償権に相当する償権については、将来発生が見込まれる損失率を合理的に見積もり、予想損失額に相当する額を引き当てております。すべての償権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。
8. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
9. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
10. 有形固定資産の減価償却累計額 279百万円
11. 1株当たりの純資産額 40,906円12銭
12. 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は11百万円であります。なお、これらは任意の時期に無条件で取消可能なものであります。
13. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。
- |           |           |
|-----------|-----------|
| 繰延税金資産    |           |
| 税務上の繰越欠損金 | 1,077 百万円 |
| 未払事業税     | 10        |
| その他       | 14        |
| 繰延税金資産小計  | 1,101     |
| 評価性引当額    | 1,101     |
| 繰延税金資産合計  | -         |
14. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ（10）に規定する単体自己資本比率（国内基準）は、133.99%であります。

中間損益計算書〔平成19年4月1日から  
平成19年9月30日まで〕

(単位：百万円)

| 科 目          | 金 額   |
|--------------|-------|
| 経常収益         | 0     |
| 資金運用収益       | 0     |
| (うち貸出金利息)    | ( 0 ) |
| 役務取引等収益      | 0     |
| その他業務収益      | 0     |
| 経常費用         | 1,913 |
| 資金調達費用       | 0     |
| (預金利息)       | ( 0 ) |
| 役務取引等費用      | 0     |
| 営業経費         | 290   |
| その他経常費用      | 1,622 |
| 経常損失         | 1,913 |
| 税引前中間純損失     | 1,913 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 2     |
| 中間純損失        | 1,916 |

- 注 1. 当社は平成19年9月18日に銀行営業免許を取得し、「銀行法」(昭和56年法律第59号)に定める銀行に該当することとなったため、当事業年度を第1期として「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠して中間損益計算書を作成しております。
2. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
3. 1株当たり中間純損失金額 5,915円59銭
4. 「その他経常費用」は、開業準備期間の費用1,622百万円、貸倒引当金繰入額0百万円であります。